

平成 26 年第 13 回 安芸太田町教育委員会議録

招 集 年 月 日	平成 26 年 10 月 22 日 (水)		
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター 3 階 大会議室		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 26 年 10 月 22 日 (水) 午後 2 時 00 分	
	閉 会	平成 26 年 10 月 22 日 (水) 午後 4 時 30 分	
出席・欠席委員	出席委員	大江 眞・正山幸夫・河野義文・二見吉康	
	欠席委員	清胤祐子	
職務により会議に出席した者	次長	國本育宏	
	生涯学習課長	佐々木昭三	
	学校教育課長	新田いずみ	
	主幹	沖本直樹	
	主査	浅田敬文	
会議に付した事件及び採決結果	議案第 17 号	安芸太田町社会教育委員の委嘱について	原案可決
	議案第 18 号	安芸太田町公民館運営審議会委員の委嘱について	原案可決
	議案第 19 号	安芸太田町立図書館協議会委員の委嘱について	原案可決
	議案第 20 号	安芸太田町文化財保護審議会委員の任命について	原案可決
	議案第 21 号	安芸太田町スポーツ推進委員の委嘱について	原案可決
報告協議事項	<p>* 幼稚園のありかたについて</p> <p>* 「安芸太田町学校適正配置基本方針」の一部修正について</p> <p>* 安芸太田町いじめ防止基本方針について</p> <p>1、10・11 月行事予定について(生涯学習課)</p> <p>2、加計高校と町内学校との連携について</p> <p>3、服務規律の厳正確保について</p> <p>4、平成 26 年度西部教育事務所芸北支所管内市町教育委員会委員長・教育長合同会議の開催について</p> <p>5、安芸太田町立学校の研究公開について</p> <p>6、学校へ行こう週間について</p> <p>7、その他</p>		

【議事録】

大江委員長)

定刻になりましたので、平成 26 年第 13 回安芸太田町教育委員会を開催いたします。

(午後 2 時 00 分 開会)

正山委員)

会議に先立ち、動議を提案いたします。

日程第 3、議事の議案第 17 号から議案第 21 号については、人事に関する案件ですので、非公開で審議されたいと思います。

大江委員長)

ただ今の提案について、賛否を伺います。

日程第 2、議案第 17 号から 21 号については、非公開の審議とすることに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認めます。

よって、日程 2、議案第 17 号から 21 号第については、非公開の審議と決しました。審議は報告・協議の後とします。

日程第 1、教育長報告をお願いします。

二見教育長)

協議、報告をさせていただきます。

(以下、報告・協議資料 1 ページにより報告する。)

1 10 月の学校等の状況・予定

- | | |
|--------------------------|-------|
| ① 広島県女性教育委員対象の「協調学習」授業公開 | 9/30 |
| ② 芸北支所管内教育長会議 | 10/3 |
| ③ 臨時教育委員会議 | 10/3 |
| ④ 合併 10 周年記念式典 | 10/4 |
| ⑤ 山県郡小学生陸上記録会 | 10/6 |
| ⑥ 臨時校長研修会 | 10/7 |
| ⑦ 臨時教育委員会議 | 10/8 |
| ⑧ 安芸太田もみじウォーキング | 10/12 |
| ⑨ 町議会全員協議会 | 10/14 |
| ⑩ 筒賀駅伝大会 | 10/18 |
| ⑪ 宝くじ講演会「いっこく堂」 | 10/25 |

2 服務規律の確保……交通無違反・無事故の徹底

- ① 教職員による重大な交通事故

10 月 24 日に山県署により教職員を対象に研修、指導を行う。

② 教育委員会からの緊急メッセージ

- 3 学校適正配置基本方針の一部修正について
- 4 広島県女性教育委員対象の「協調学習」授業公開から
- 5 教職員の人事異動希望と次年度の学校人事構想について
人事異動希望調査……12月中旬に支所から校長ひとり一人にヒアリングして人事に反映となります。
- 6 その他
インフルエンザの予防等について

委員長)

24日の山県署の研修会は何時からですか。その時間は、先生方は大丈夫でしょうか。

指導主事)

午後4時から4時45分までです。やまびこホールで行います。下校指導に残る先生以外は、可能な限りの教職員の出席としています。

正山委員)

人事異動の希望については、これから校長へ伝えられると思いますが、町内に残って頑張りたいとか出たいとかの割合の感触はいかがでしょう。

二見教育長)

出たいという方は、通勤距離の都合の理由というのが一番多いです。新しい所というの也有りますが、親の介護で近くへというの也有ります。全体的には落ち着いていると思います。

委員長)

ほかはないようでしたら、次をお願いします。

日程第4、報告・協議

教育次長)

「安芸太田町学校適正配置基本方針」の一部修正について
(資料 1)により説明する。)

10月25日に各PTA会長、10月29日に自治振興会長を対象に説明会を実施します。

委員長)

その時もこの資料でされますか。

教育次長)

そうです。

河野委員)

一部修正については、議会の特別委員会が町長へ示され、これを教育委員会で検討せよということでした。これは、もうこれでいけるということですか。

教育次長)

議会から4案を提示され、これから選べということですので、町として、この方針を選んだということです。

教育長)

町長がこれを方針とし、設計業務に入ることも議会に説明しております。

正山委員)

小学校3校、中学校2校で戸河内小学校は戸河内中学校跡地でなく、新築となり、戸河内中学校と筒賀中学校が一つになるわけですが、進んでいくのでしょうか。

教育次長)

はい、進めてまいります。

河野委員)

課題はたくさんあります。スクールバス、給食等諸々あると思います。大変とは思いますが、粛々と進めてください。

教育次長)

10月17日に津浪小学校PTAと地域の話し合いがありました。委員会の設置もされるようで、もう一度地元で話し合いをされ、メンバーや役割を決められるようです。

河野委員)

スクールバスの件ですが、安全とは思いますが、時間がかかることになります。短縮については、よくよく考えていただきたいと思います。

教育次長)

修道での説明で、修道・安野は直通、津浪は津浪で直通としています。

委員長)

10月29日の自治振興会長会議は、招集は連合会長となっておりますが、こちらがお願いしたのでしょうか。

教育次長)

任意の団体となり、招集権がないので、地域づくり課を通して会長へお願いしたものです。

委員長)

これは聞いてもらうのか、承認を求めるものなのか、どうでしょうか。

教育次長)

連絡協議会へはあくまでも招集のお願いをさせていただいたということで、町のスタンスとしては、説明させていただくもので、意見は聞くとしております。賛否を求めるものではありません。PTA 会長会議も同様です。

河野委員)

基本方針は説明済みであり、今回は一部修正の説明をして方針とし、出た意見は今後に生かすということで、これでいいとするということですか。

教育次長)

はい。

委員長)

もう一つ抑えておきたいのは、基本方針を決定後に実施した耐力度調査の結果、耐震だけで該当するのはほとんどなく、加計小、戸河内中だけですか。財源的に国の補助に該当するとか、財政的にどうかということは基本方針では、まだ資料としてしてなかったですね、必要経費だけでしたね。

それで耐震調査だけでは該当しないので、耐力度調査をして次の段階に行くのに予算がつかなければできないということで、予算がつけば耐震度へ該当せんかったものを更に耐力度調査をした。その結果、戸河内小学校が該当になるが、体育館はいずれも該当しなかったということですか。

河野委員)

耐震診断はできていますか。

教育次長)

平成 19 年度にしております。

河野委員)

その後、耐力度調査というのは、予算がつかなければできなかった。それは、この基本計画を策定しないとできなかったということですか。

教育次長)

本来なら予算があれば全てやれば、補助要件にあてはまるかがわかりますが、多額の経費がかかるので、耐震診断をまずやって、どこが拠点校になるかをまず決めて、それで整備するとしております。

河野委員)

それでいけばよかったのですが、ここに理由があるように、その後わかったよというのは、大丈夫でしょうか。はじめからそれを理由にして財政的にもそっちの方がいいよというようなのはどうなのでしょう。

教育長)

戸河内中学校跡地なら体育館は今のものは使えません。自動的に建てることになるので調べてなかったということです。

教育次長)

体育館は新築ですと補助はなく、改築なら措置されます。いずれにしても基本方針が決まらないとできません。

委員長)

一部修正の理由ですが、対象となる前提があったのですか。

教育次長)

調査の業者も築 60 年を経過しているので、補助要件に当てはまるであろうと推測したようですが、数値が上回っていたということです。

河野委員)

教育委員会で検討した結果、財政的考慮をしたということですか。

教育長)

中学校跡地に行く方が高くなります。現在地やむなしですが、町の財政が許すなら考える余地を残してくださいという意味です。

委員長)

戸河内小学校体育館は、改修となると面積は変わらないと思うが、支障はないのでしょうか。

教育次長)

施設としては講堂ですが、支障はありません。

教育長)

機能の強化は必要だと思います。

委員長)

より良くなるようにされたいと思います。

ここで、幼稚園のあり方について協議をお願いします。

教育次長)

資料 ①、② により説明する。

正山委員)

資料①にあります広域というのはどういうことですか。

教育次長)

町外からの入園です。

河野委員)

戸河内幼稚園は、定員に対してというのは大丈夫でしょうか。

教育次長)

規定園児数に対する先生の数は大丈夫です。

河野委員)

適正化で戸河内小学校を建て替える時、幼稚園をそのままにしておけないのではないかと思います。幼稚園と保育園の違いが住民に理解が行き届いているものか疑問です。それなら戸河内でなく、もっと便利なところに場所を変えるとか、教育の部分とか、せっかくあるならそこをよく考えていくべきだと思います。

教育次長)

適正配置懇話会で戸河内地区の保護者の思いは、小学校の近くにあった方がいいということでした。今後、幼稚園を運営していくなら、保育所と違うところを明確に示し、特色をもっていくべきで、その方向性を示していただきたいと思います。

河野委員)

保育所は保育をしてもらうところ、幼稚園に行かせてみようと思わせるべきで、行きやすい環境、特色のあるものにしたらいいのではないのでしょうか。

委員長)

認定こども園に幼稚園機能を含めていいとなっておりますが、例えばコース別とかになっていきますか。

教育次長)

認定型子ども園には、保育所型と幼稚園型とある中で、認定こども園制度への取り組みとして、幼保一元化とは、子どもの状況や保護者の就労形態に縛られることなく、保育や教育を受ける機会を提供する観点から、また、子どもと保護者双方に立って多様性や選択の機会を保障していくとするものです。それで、本町ではこども園あさひととごうちを開所しております。

今後は、戸河内幼稚園の在り方、認定こども園化について進めていくこととしております。

二見教育長)

要は、保育所は保護者が働いているので、預かります。ところが、働いていないが預かってもらえる、幼稚園のような預かり方ができるということです。

河野委員)

幼稚園と保育所が一緒の認定こども園へ幼稚園の人数を見ても考えていく

べきです。このままいくのは、どうかと思います。

教育長)

1クラス35人というのは、学校が40人のところを幼稚園は1人の先生が35人を受け持つとしています。幼稚園型にしたら、夕方まで預かれるが、3歳未満は預かれませんが、定数の考えも変わってくるので、現状の先生も変わってきます。

委員長)

カリキュラムの設け方は、幼稚園独自のものでしょうか。

教育長)

幼稚園の教育要領で年間のカリキュラムで授業をしています。

委員長)

入学式の時、幼稚園の効果がわかるといわれていますが、授業の効果は見られますか。

教育長)

今は、英語のALTも定期的に訪問し、歌、絵、ことばの時間を持っています。保育所は合同保育ですから、いろんなことをそれぞれにやらせています。幼稚園は、統一して時間を切ってやっており、教育的効果はあります。

委員長)

あり方については、どうでしょうか。保育所とは違った特色を出すとか。

河野委員)

町民は、保育所と幼稚園がわかっているか、バランスとしてどうかと思います。

選べるだけのものがあるのか、何でそこまでしないといけないのかと思います。今後、検討を重ねられたいと思います。

委員長)

教育委員会の分野ですので、しっかり考えていくべきだと思います。思い切った英才教育をすとか考えてみるのもいいと思います。

教育長)

魅力を正しく理解してもらい、活用してもらえよう努力します。

委員長)

引き続き検討してまいります。

教育次長)

今後、適正配置の中で、避けては通れませんので、児童育成課と連携していきますので、引き続きのご協議をお願いします。

委員長)

次をお願いします。

指導主事)

○安芸太田町いじめ防止基本方針について

資料 1 資料 2 により説明する。

「いじめ問題対策連絡協議会」を公の機関が事務の調査にかかわるのは、そぐわないとして構成を第三者にとどめ、「いじめも問題調査委員会」とする。

委員長)

ただいまのご説明について、何かございますか。

(な し)

質疑がないようですので、方針の一部修正については、承認としてよろしいでしょうか。

(承認多数)

よって、安芸太田町いじめ防止基本方針についての一部修正は承認されました。

生涯学習課長)

1、10、11月行事予定について

(以下、報告・協議資料 3 ページにより報告する。)

- | | |
|-------------------------|--------------|
| *宝くじ文化講演会「いっこく堂スーパーライブ」 | 10/24 |
| *山県郡親善卓球大会 | 10/26 |
| *吉水園の秋の公開 | 11/8.9.15.16 |
| *文化・芸能フェスティバル | 11/8～9 |
| *筒賀地区文化発表会 | 11/15 |
| *合併 10 周年記念スポーツイベント | 11/16 |

河野委員)

運動会は体協主催でなく、教育委員会ですね。その目的はどうですか。

生涯学習課長)

健康づくりと親睦交流です。合併 10 周年の節目としての記念行事です。

委員長)

参加者、見学者に十分なテントの用意はありますか。自分で用意するのでしょうか。

生涯学習課長)

6 回目の企画会でテントまでの準備するのは大変ということで、トラックの周囲をロープで区切ります。席は自由としました。

もう 1 回、企画会がありますので、よく検討します。

指導主事)

2、加計高校と町内学校との連携について

(以下、**報告・協議資料** 5 ページにより報告する。)

(殿賀小学校の射撃体験とキャリア教育についての説明)

引き続き取り組みを進めてまいります。

委員長)

小学校の時から加計高校を知ってもらえるのはいいと思います。

管理主事)

3、服務規律の厳正確保について

(**報告・協議資料** P6～7 により説明する。)

4、平成 26 年度広島県西部教育事務所芸北支所管内市町教育委員会委員長・教育長合同会議の開催について

(**報告・協議資料** P8 により説明する。)

「平成 27 年度人事について」

5、安芸太田町立学校の研究公開について

(**報告・協議資料** P9 により説明する。)

参加について問う。

6、学校へ行こう週間について

(**報告・協議資料** P10 により説明する。)

7、その他

(な し)

委員長)

議事に入ります。

日程第 3、議事

生涯学習課長)

「議案第 17 号 安芸太田町社会教育委員の委嘱について」は、社会教育法第 15 条第 2 項の規定により、任期満了によりまして、新たに安芸太田町社会教育委員を委嘱するものです。任期は、2 年間です。

委員長)

ただいまの説明について、何かご質問がありますか。

一人だぶりがありますが、大丈夫ですか。あえてそうする必要があるのでしょうか。委嘱はどう出されますか。

生涯学習課長)

2 通出します。

河野委員)

選出区分に決まりがありますか。

生涯学習課長)

分野について、文科省の規定があります。

河野委員)

手当がありますか。それなら問題はないのでしょうか。

生涯学習課長)

日額報酬で、支払いは一人分です。問題はないと思っております。

河野委員)

一人が二口となり、問題ではないでしょうか。

委員長)

代理はきかないとなると、選出区分で、委員は委員でとなり、あくまでも個人となり、結局は 13 名となります。

教育次長)

各団体に負担がかかっているのが実態です。今後の課題として研究させていただきたいと思います。

河野委員)

スムーズな運営とするよう整理してください。

生涯学習課長)

どちらかを副にするとかして、整理して提出します。

委員長)

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

お諮りします。「議案第 17 号 安芸太田町社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

ご異議なしと認めます。

よって、「議案第 17 号 安芸太田町社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

生涯学習課長)

「議案第 18 号 安芸太田町公民館運営審議会委員の委嘱について」は、任期満了により、社会教育法第 30 条第 1 項の規定による委嘱です。任期は、平成 26 年 9 月 30 日までです。

委員長)

ただいまの説明について、何かご質問がありますか。

新しい人はおられますか。

生涯学習課長)

津浪小学校長の板倉校長です。

委員長)

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

お諮りします。「議案第 18 号 安芸太田町公民館運営審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

ご異議なしと認めます。

よって、「議案第 18 号 安芸太田町公民館審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

生涯学習課長)

「議案第 19 号 安芸太田町立図書館協議会委員の委嘱について」は、任期満了により、図書館法第 15 条の規定による委嘱です。任期は、平成 26 年 9 月 30 日までです。

委員長)

ただいまの説明について、何かご質問がありますか。

(な し)

質疑なしと認めます。

お諮りします。「議案第 19 号 安芸太田立図書館協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

ご異議なしと認めます。

よって、「議案第 19 号 安芸太田立図書館協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

生涯学習課長)

「議案第 20 号 安芸太田町文化財保護審議議会委員の任命について」は、任期満了により、文化財保護法第 190 条の規定による委任です。任期は、平成 26 年 9 月 30 日までです。

委員長)

ただいまの説明について、何かご質問がありますか。

(な し)

質疑なしと認めます。

お諮りします。「議案第 20 号 文化財保護審議議会委員の任命について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

ご異議なしと認めます。

よって、「議案第 20 号 文化財保護審議議会委員の任命について」は、原案のとおり可決されました。

生涯学習課長)

「議案第 21 号 安芸太田町スポーツ推進委員の委嘱について」は、任期満了により、スポーツ基本法第 32 条第 1 項の規定による委嘱です。任期は、平成 26 年 9 月 30 日までです。

委員長)

ただいまの説明について、何かご質問がありますか。

河野委員)

昔の体育指導員の流れだと思いますが、仕事、任命要件と報酬を教えてください。

生涯学習課長)

年額 34,000 円です。

任命要件はありません。

仕事は町、学校等のスポーツイベント等に協力していただきます。
今回、運動会企画に携わっていただいております。
また、スポーツの指導をしていただいております。スポーツ振興を担って
いただいております。

河野委員)

意見としまして、報酬をもらってやっているなら、町民に活躍されている
ところをわかりやすくしていただきたいというところです。見えにくいと思
っております。頑張ってください。

生涯学習課長)

町民広報等に掲載して知らせてまいります。尽力をしていただいております。

委員長)

地域的な割振り等はあるのでしょうか。

生涯学習課長)

ありません。

教育次長)

以前はスポーツ指導員と言っておりましたが、2,3年前から企画にもかか
わってやってほしいというところで名称が変わってきました。その中で動い
ていただいておりますので、表には出にくいということがあります。

委員長)

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

お諮りします。「議案第 21 号 安芸太田町スポーツ推進委員の委嘱につい
て」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

ご異議なしと認めます。

よって、「議案第 21 号 安芸太田町スポーツ推進委員の委嘱について」は、
原案のとおり可決されました。

その他をお願いします。

浅田主査)

今回の会議日程の調整をお願いします。

(日程を協議する。)

大江委員長)

では、次回は 11 月 20 日木曜日午前中若しくは 17 日月曜日午前中で調整します。

本日の平成 26 年第 13 回教育委員会会議は、以上をもって閉会します。
(午後 4 時 30 分 閉会)

会議録署名委員

平成 26 年 10 月 22 日

委員長

委員

委員

教育長

会議録調整者